# 相模川水系桂川洪水浸水想定区域図
# （家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食））全体図







笛吹市
富士河口湖町
西桂町
都留市
大月市
上野原市
道志村
忍野村
富士吉田市
山中湖村
山北町

大月市役所
上野原市役所
都留市役所
西桂町役場
富士河口湖町役場
富士吉田市役所
忍野村役場
山中湖村役場
道志村役場

中央自動車道
国道20号
国道139号
国道137号
国道138号
国道413号
富士吉田線
中央道
桂川
宮川
新名庄川

初狩駅
猿橋駅
鳥沢駅
四方津駅
梁川駅
藤野駅
上野原駅
田野倉駅
禾生駅
赤坂駅
都留市駅
谷村町駅
都留文科大学前駅
十日市場駅
東桂駅
三つ峠駅
寿駅
葭池温泉前駅
下吉田駅
河口湖駅
月江寺駅
富士急ハイランド駅
富士山駅

凡　例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）
- 洪水浸水想定区域の指定の対象となる県管理河川
- 河川等範囲
- 市町村界

0.0　1.0　2.0　3.0　4.0 km
1：50,000

N

測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 958

1.　説明文

（1）この図は、相模川水系桂川の水位周知区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）を表示した図面です。

（2）この家屋倒壊等氾濫想定区域は、現時点の桂川の河道の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により桂川の河岸の侵食幅を予測したものです。

（3）また、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）は、桂川の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまでも目安であることに留意して下さい。

2.　基本事項等

| | |
|---|---|
| （1）作成主体 | 山梨県 |
| （2）公表年月日 | 令和４年９月１日 |
| （3）告示番号 | 山梨県告示　第 198 号 |
| （4）根拠法令 | 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第２項 |
| （5）対象となる水位周知河川 | 相模川水系　桂川 |
| （実施区間） | |
| 左岸：南都留郡山中湖村山中字梁尻 1465 番１地先から上野原市上野原字境川 14 番地先まで | |
| 右岸：南都留郡山中湖村山中字梁尻 1465 番２地先から上野原市鶴島字廻り戸 131 番２地先まで | |
| （6）指定の前提となる降雨 | 567mm/48 時間（相模川流域） |
| | 627mm/24 時間（笹子川合流地点上流域） |
| （7）関係市町村 | 上野原市、大月市、都留市、西桂町、富士吉田市、忍野村、山中湖村 |

※A1出力時は1：50000、A3出力時は1：100000

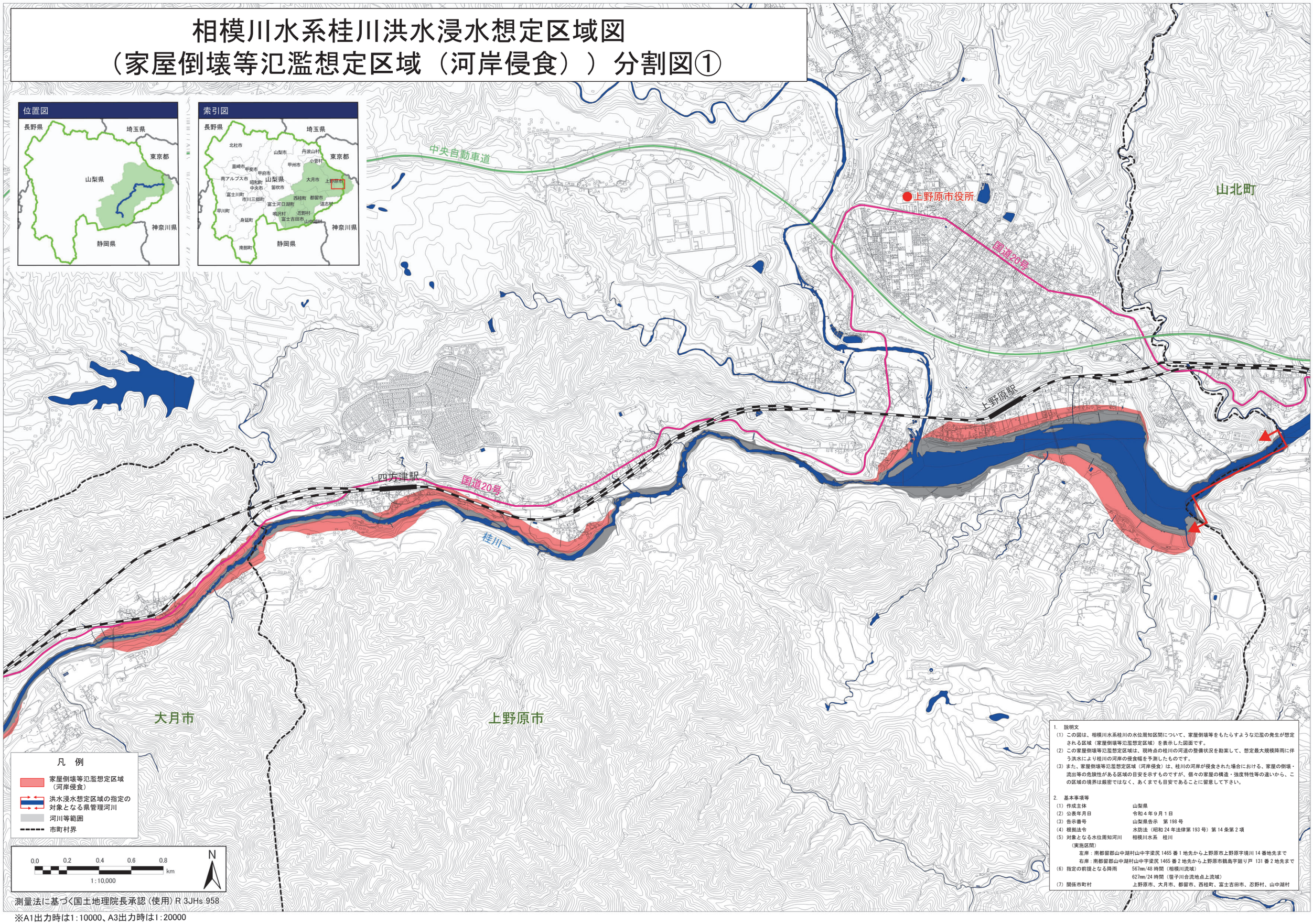
# 相模川水系桂川洪水浸水想定区域図
# （家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食））分割図①

位置図




索引図




凡　例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）
- 洪水浸水想定区域の指定の対象となる県管理河川
- 河川等範囲
- 市町村界

0.0　0.2　0.4　0.6　0.8 km

1：10,000

N

1.　説明文

（1）この図は、相模川水系桂川の水位周知区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）を表示した図面です。

（2）この家屋倒壊等氾濫想定区域は、現時点の桂川の河道の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により桂川の河岸の侵食幅を予測したものです。

（3）また、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）は、桂川の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまでも目安であることに留意して下さい。

2.　基本事項等

| | |
|---|---|
| （1）作成主体 | 山梨県 |
| （2）公表年月日 | 令和４年９月１日 |
| （3）告示番号 | 山梨県告示　第 198 号 |
| （4）根拠法令 | 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第２項 |
| （5）対象となる水位周知河川 | 相模川水系　桂川 |
| （実施区間） | |
| 左岸：南都留郡山中湖村山中字梁尻 1465 番１地先から上野原市上野原字境川 14 番地先まで | |
| 右岸：南都留郡山中湖村山中字梁尻 1465 番２地先から上野原市鶴島字廻り戸 131 番２地先まで | |
| （6）指定の前提となる降雨 | 567mm/48 時間（相模川流域） |
| | 627mm/24 時間（笹子川合流地点上流域） |
| （7）関係市町村 | 上野原市、大月市、都留市、西桂町、富士吉田市、忍野村、山中湖村 |

測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 958

※A1出力時は1：10000、A3出力時は1：20000

# 相模川水系桂川洪水浸水想定区域図
# （家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食））分割図②









凡　例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）
- 洪水浸水想定区域の指定の対象となる県管理河川
- 河川等範囲
- 市町村界

0.0　0.2　0.4　0.6　0.8 km

1：10,000

N

1.　説明文

（1）この図は、相模川水系桂川の水位周知区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）を表示した図面です。

（2）この家屋倒壊等氾濫想定区域は、現時点の桂川の河道の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により桂川の河岸の侵食幅を予測したものです。

（3）また、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）は、桂川の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまでも目安であることに留意して下さい。

2.　基本事項等

| | |
|---|---|
| （1）作成主体 | 山梨県 |
| （2）公表年月日 | 令和４年９月１日 |
| （3）告示番号 | 山梨県告示　第 198 号 |
| （4）根拠法令 | 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第２項 |
| （5）対象となる水位周知河川 | 相模川水系　桂川 |
| （実施区間） | |
| 左岸：南都留郡山中湖村山中字梁尻 1465 番１地先から上野原市上野原字境川 14 番地先まで | |
| 右岸：南都留郡山中湖村山中字梁尻 1465 番２地先から上野原市鶴島字廻り戸 131 番２地先まで | |
| （6）指定の前提となる降雨 | 567mm/48 時間（相模川流域） |
| | 627mm/24 時間（笹子川合流地点上流域） |
| （7）関係市町村 | 上野原市、大月市、都留市、西桂町、富士吉田市、忍野村、山中湖村 |

測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 958

※A1出力時は1：10000、A3出力時は1：20000

# 相模川水系桂川洪水浸水想定区域図
# （家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食））分割図③









凡　例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）
- 洪水浸水想定区域の指定の対象となる県管理河川
- 河川等範囲
- 市町村界

0.0　0.2　0.4　0.6　0.8 km
1：10,000

N

1.　説明文

（1）この図は、相模川水系桂川の水位周知区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）を表示した図面です。

（2）この家屋倒壊等氾濫想定区域は、現時点の桂川の河道の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により桂川の河岸の侵食幅を予測したものです。

（3）また、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）は、桂川の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまでも目安であることに留意して下さい。

2.　基本事項等

| | |
|---|---|
| （1）作成主体 | 山梨県 |
| （2）公表年月日 | 令和４年９月１日 |
| （3）告示番号 | 山梨県告示　第 198 号 |
| （4）根拠法令 | 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第２項 |
| （5）対象となる水位周知河川 | 相模川水系　桂川 |
| （実施区間） | |
| 左岸：南都留郡山中湖村山中字梁尻 1465 番１地先から上野原市上野原字境川 14 番地先まで | |
| 右岸：南都留郡山中湖村山中字梁尻 1465 番２地先から上野原市鶴島字廻り戸 131 番２地先まで | |
| （6）指定の前提となる降雨 | 567mm/48 時間（相模川流域） |
| | 627mm/24 時間（笹子川合流地点上流域） |
| （7）関係市町村 | 上野原市、大月市、都留市、西桂町、富士吉田市、忍野村、山中湖村 |

測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 958

※A1出力時は1:10000、A3出力時は1:20000

# 相模川水系桂川洪水浸水想定区域図
# （家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食））分割図④







1. 説明文

（1）この図は、相模川水系桂川の水位周知区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）を表示した図面です。

（2）この家屋倒壊等氾濫想定区域は、現時点の桂川の河道の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により桂川の河岸の侵食幅を予測したものです。

（3）また、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）は、桂川の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまでも目安であることに留意して下さい。

2. 基本事項等

| | |
|---|---|
| （1）作成主体 | 山梨県 |
| （2）公表年月日 | 令和４年９月１日 |
| （3）告示番号 | 山梨県告示　第 198 号 |
| （4）根拠法令 | 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 2 項 |
| （5）対象となる水位周知河川 | 相模川水系　桂川 |
| （実施区間） | |
| 左岸：南都留郡山中湖村山中字梁尻 1465 番 1 地先から上野原市上野原字境川 14 番地先まで | |
| 右岸：南都留郡山中湖村山中字梁尻 1465 番 2 地先から上野原市鶴島字廻り戸 131 番 2 地先まで | |
| （6）指定の前提となる降雨 | 567mm/48 時間（相模川流域） |
| | 627mm/24 時間（笹子川合流地点上流域） |
| （7）関係市町村 | 上野原市、大月市、都留市、西桂町、富士吉田市、忍野村、山中湖村 |



測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 958

※A1出力時は1：10000、A3出力時は1：20000

# 相模川水系桂川洪水浸水想定区域図
# （家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食））分割図⑤







1. 説明文

（1）この図は、相模川水系桂川の水位周知区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）を表示した図面です。

（2）この家屋倒壊等氾濫想定区域は、現時点の桂川の河道の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により桂川の河岸の侵食幅を予測したものです。

（3）また、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）は、桂川の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまでも目安であることに留意して下さい。

2. 基本事項等

| | |
|---|---|
| （1）作成主体 | 山梨県 |
| （2）公表年月日 | 令和４年９月１日 |
| （3）告示番号 | 山梨県告示　第 198 号 |
| （4）根拠法令 | 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第２項 |
| （5）対象となる水位周知河川 | 相模川水系　桂川 |
| （実施区間） | |
| 左岸：南都留郡山中湖村山中字梁尻 1465 番１地先から上野原市上野原字境川 14 番地先まで | |
| 右岸：南都留郡山中湖村山中字梁尻 1465 番２地先から上野原市鶴島字廻り戸 131 番２地先まで | |
| （6）指定の前提となる降雨 | 567mm/48 時間（相模川流域） |
| | 627mm/24 時間（笹子川合流地点上流域） |
| （7）関係市町村 | 上野原市、大月市、都留市、西桂町、富士吉田市、忍野村、山中湖村 |

凡　例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）
- 洪水浸水想定区域の指定の対象となる県管理河川
- 河川等範囲
- 市町村界

0.0　0.2　0.4　0.6　0.8　km

1：10,000

N

測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 958

※A1出力時は1：10000、A3出力時は1：20000

# 相模川水系桂川洪水浸水想定区域図
# （家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食））分割図⑥

位置図




索引図




1. 説明文

（1）この図は、相模川水系桂川の水位周知区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）を表示した図面です。

（2）この家屋倒壊等氾濫想定区域は、現時点の桂川の河道の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により桂川の河岸の侵食幅を予測したものです。

（3）また、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）は、桂川の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまでも目安であることに留意して下さい。

2. 基本事項等

| | |
|---|---|
| （1）作成主体 | 山梨県 |
| （2）公表年月日 | 令和４年９月１日 |
| （3）告示番号 | 山梨県告示　第 198 号 |
| （4）根拠法令 | 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第２項 |
| （5）対象となる水位周知河川 | 相模川水系　桂川 |
| （実施区間） | |
| 左岸：南都留郡山中湖村山中字梁尻 1465 番１地先から上野原市上野原字境川 14 番地先まで | |
| 右岸：南都留郡山中湖村山中字梁尻 1465 番２地先から上野原市鶴島字廻り戸 131 番２地先まで | |
| （6）指定の前提となる降雨 | 567mm/48 時間（相模川流域） |
| | 627mm/24 時間（笹子川合流地点上流域） |
| （7）関係市町村 | 上野原市、大月市、都留市、西桂町、富士吉田市、忍野村、山中湖村 |

凡　例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）
- 洪水浸水想定区域の指定の対象となる県管理河川
- 河川等範囲
- 市町村界

0.0　0.2　0.4　0.6　0.8 km

1：10,000

N

測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 958

※A1出力時は1：10000、A3出力時は1：20000

# 相模川水系桂川洪水浸水想定区域図
# （家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食））分割図⑦

国道139号
新名庄川
忍野村役場
忍野村
桂川
山中湖村
国道138号
富士吉田市

位置図




索引図




凡　例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）
- 洪水浸水想定区域の指定の対象となる県管理河川
- 河川等範囲
- 市町村界

0.0　0.2　0.4　0.6　0.8　km

1：10,000

N

1.　説明文

（1）この図は、相模川水系桂川の水位周知区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）を表示した図面です。

（2）この家屋倒壊等氾濫想定区域は、現時点の桂川の河道の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により桂川の河岸の侵食幅を予測したものです。

（3）また、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）は、桂川の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまでも目安であることに留意して下さい。

2.　基本事項等

| | |
|---|---|
| （1）作成主体 | 山梨県 |
| （2）公表年月日 | 令和４年９月１日 |
| （3）告示番号 | 山梨県告示　第 198 号 |
| （4）根拠法令 | 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第２項 |
| （5）対象となる水位周知河川 | 相模川水系　桂川 |
| （実施区間） | |
| 左岸：南都留郡山中湖村山中字梁尻 1465 番１地先から上野原市上野原字境川 14 番地先まで | |
| 右岸：南都留郡山中湖村山中字梁尻 1465 番２地先から上野原市鶴島字廻り戸 131 番２地先まで | |
| （6）指定の前提となる降雨 | 567mm/48 時間（相模川流域） |
| | 627mm/24 時間（笹子川合流地点上流域） |
| （7）関係市町村 | 上野原市、大月市、都留市、西桂町、富士吉田市、忍野村、山中湖村 |

測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 958

※A1出力時は1：10000、A3出力時は1：20000